



がんは
気になる病気よね...

日本の「がん（悪性新生物）」の
総患者数は、約465万人！

主ながん（悪性新生物）の患者数

（単位：万人）

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」（厚生労働省）をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、およそ2人に1人が
がんと診断されると言われています。

さらに 心配なのは、医療費！

医療費・自己負担額の例

（胃がんで15日間入院したケース）

医療費の自己負担額 176,620円

差額ベッド代他 133,000円

合計 約30.9万円

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例

※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合

（実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。）

【出典】（公財）生命保険文化センター

「医療保障ガイド」（2022年10月改訂版）をもとに東京海上日動にて作成

だから

まとまった資金の
準備ができると安心です。



公的医療保険は
あるけれど...

もしものがんリスクに備えて、
公的医療保険制度に加えて、
「がん補償」があると安心です。

公的医療保険制度と自己負担額の詳細は次ページをご確認ください。



公的医療保険に加えて「がん補償」があると安心です。

がんのリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的医療保険と民間保険があります。

【医療費の一部負担（自己負担）割合について】

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、病気やケガをしたときに医療費の一部が軽減される制度です。医療保険行為を受けた医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則 1 ～ 3 割になります。

年齢	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳以上	1割負担	2割負担	3割負担
70～74歳	2割負担		
6歳（義務教育就学後）～69歳	3割負担		
義務教育就学前	2割負担（自治体により異なる）		

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

※ 2024年10月時点の内容（東京海上日動調べ）を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

【高額療養費制度について】

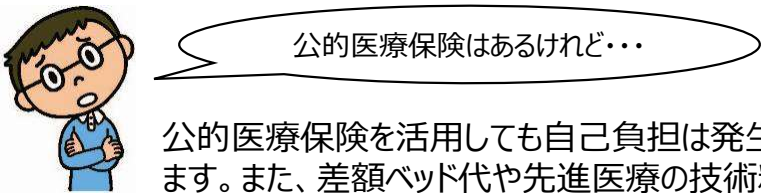
医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月（1日から末日まで）で上限額を超えた場合に、年齢や所得に応じて超過した部分が払い戻される制度です。

70歳未満の場合の上限額

所得区分		ひと月の上限額 （世帯ごと）	4回目からの 上限額* 1
①	年収約1,160万円以上	252,600円+ （医療費-842,000円）× 1 %	140,100円
②	年収約770万円～ 約1,160万円	167,400円+ （医療費-558,000円）× 1 %	93,000円
③	年収約370万円～ 約770万円	80,100円+ （医療費-267,000円）× 1 %	44,400円
④	年収約370万円以下	57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税者	35,400円	24,600円

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

* 1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
※2024年10月時点の内容（東京海上日動調べ）を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。



公的医療保険を活用しても自己負担は発生し、療養期間が長引くことで負担も大きくなります。また、差額ベッド代や先進医療の技術料等、公的医療保険が適用されない費用もあります。

だから 公的医療保険の不足分に対する備えとして、「がん補償」への加入をご検討ください。



こんな時は
おまかせください！

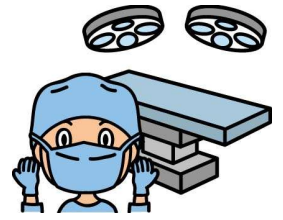
初期のがんでも、再発・転移しても・・・
がんのリスクに備えて、充実の補償をご用意しました！



がんと診断されたら
上皮内新生物も白血病も



入院は1日目から、
支払日数の制限なし

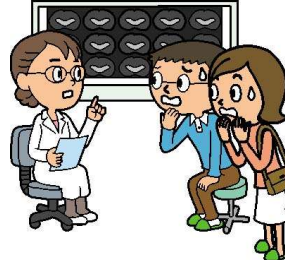


がんの手術に備えて



入院前後の
通院治療

手術、放射線治療、
抗がん剤治療の通院にも



重度のがんには
手厚い補償を

補償ケース

がんと診断確定*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に
保険金をお支払いします。

＜特長＞

■がんのリスクに備えて

- ・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。
- ・入院1日目から、支払日数の制限なく入院保険金をお支払いします。
- ・三大治療*2のための通院は、入院の有無を問わず、また、支払日数の制限なく通院保険金をお支払いします。
- ・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

*2 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

がん診断

がんと診断確定されたときに保険金（一時金）をお支払いします。
なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1

*1 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

がん入院・手術

がんで入院（日帰り入院も含みます。）や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。

*1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。



がん退院後療養

がんで20日以上継続して入院し、生存して退院したときに保険金をお支払いします。

がん通院 がん通院延長

がんで入院（日帰り入院も含みます。）したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。なお、三大治療のための通院については、入院の有無を問わず保険金をお支払いします。

がん重度一時金

がんで所定の重度状態（がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態）となったときに保険金（一時金）をお支払いします。

がん再発転移

がんで所定の治療*1を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治ゆや最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。

*1 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。

がん生活支援

以下の場合に、毎年1回、最大で10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。

①がんと診断確定されたとき（第1回がん生活支援保険金）

②てん補期間*1 中に、がんの治療を直接の目的として毎年所定の治療*2を受けたとき（第2回以後がん生活支援保険金）

*1 がんと診断確定された日から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。

*2 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。

がん特定手術

がんで胃全摘除術、片側肺全摘除術等、所定の手術をしたときに保険金をお支払いします。

がん葬祭費用

がんで死亡し、親族が葬祭費用を負担したときに保険金をお支払いします。

※実際に負担した費用の範囲内で、保険金額を限度にお支払いします。



※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。



がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、「がん葬祭費用補償特約」をセットされる場合を除き、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（N C C 監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約＋がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用）	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその 治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に 所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の1.0倍、2.0倍または4.0倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん退院後療養保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、 生存して退院された場合 ▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

保険期間：1年

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約＋がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用）	がん通院保険金・がん通院延長保険金	・がん通院保険金 がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院（日帰り入院を含みます。）を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■ 診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■ 入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■ 入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶ がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ・がん通院延長保険金 がんと診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす三大治療*1のための通院（往診を含みます。）をされた場合 ■ 診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ▶ がん通院延長保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。 ※がん通院保険金は、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院を含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。 ※がん通院延長保険金は、がん通院保険金が支払われる日の通院（更新前契約で支払われる通院を含みます。）に対しては、重複してはお支払いできません。 *1「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。
	がん重度一時金	がんと診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合 ■ その病状が初めて重度状態*1と診断確定された場合 ■ この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態*1と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態*1と診断確定されたとき ▶ がん重度一時金額をお支払いします。 ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。 *1 国際対がん連合（UICC）の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態をいいます。



がん補償 補償の概要等

7/7

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

	保険金をお支払いする主な場合
がん 再発転移 補償特約	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。 *1 他の臓器に転移した場合に限ります。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。
がん 生活支援特約	・第1回がん生活支援保険金 保険期間中にがんと診断確定された場合 ▶第1回がん生活支援保険金額をお支払いします。 ・第2回以後がん生活支援保険金 てん補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 ただし、保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 *1 第1回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日（10回目の保険金支払基準日*2）の前日までをいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべきがんと診断確定された日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。
がん 特定手術特約	がんと診断確定され、がん手術保険金支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けた場合 ■胃全摘除術 ■片側肺全摘除術 ■食道全摘除術 ■片側腎全摘除術 ■膀胱（ぼうこう）全摘除術 ■人工肛門（こうもん）造設術 ■喉頭全摘除術（発声機能の喪失を伴うものに限ります。） ■四肢切断術（手指・足指を除きます。） ▶がん特定手術保険金額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
がん 葬祭費用 補償特約	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって保険期間中に死亡し、 親族が葬祭費用を負担された場合 ▶葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※保険の対象となる方の生前中に発生した損害は含みません。生前中に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。